

令和8年度イギリスにおける和歌山県産酒類ブランド化推進事業
委託業務仕様書

1 目的

和歌山県農水産物・加工食品輸出促進協議会（以下、「協議会」という。）では、イギリス国内において和歌山県産酒類（梅酒及び日本酒）の認知度を高めると共に流通銘柄・流通量の拡大を図ることを目的として「令和8年度イギリスにおける和歌山県産酒類ブランド化推進事業」を実施し、その事業の実施に係る業務を委託する。

2 委託業務の期間

契約締結の日から令和9年1月31日まで

3 事業の概要

すでにイギリスで商品が流通している、若しくは流通する予定の和歌山県の酒類生産者が現地に渡航し、インポーターと共にバー、レストラン、小売店等の酒類取扱事業者と商談するイベントを開催する。商談会では酒類取扱事業者に対しマスタークラス等のプレゼンテーションを通じて和歌山県産酒類（梅酒及び日本酒）を紹介し、それらの魅力やビジネス面での可能性を伝える。そのうえで、現地インポーターの卸先となるような小売、レストラン、バー等との個別商談会をセットする。想定している商談会の概要は以下のとおり。また、商談会の実施のほか、本事業をより効果的なものにするための企画の実施が可能。

【商談会概要】

時 期：令和8年7月下旬（HYPER JAPAN の渡航に併せて開催）

出展者：イギリスで商品が流通している（流通する予定の）酒類（梅酒または日本酒）
の生産事業者4社程度

招待事業者数：12社以上

内 容：

（1）和歌山県産酒類（梅酒及び日本酒）の紹介

- ・和歌山の梅酒及び日本酒の魅力を伝え、円滑な商談に資する内容とすること。

（2）県内酒類事業者と現地の酒類取扱関係者との商談

- ・イギリス側に輸入されている銘柄に対し、卸先となるような事業者（小売、レストラン、バー等）との商談会を設定すること。
- ・原則、県内酒類事業者とインポーターが共に招待者と個別に商談する場を設定すること。

4 業務の内容

(1) 運営管理

- ・ 3の【商談会概要】に記載の内容に基づき、運営プログラム、タイムテーブル等を作成し、円滑なイベントの遂行に心掛けること。
- ・ イベントの円滑な遂行のため、専属従事者として主担当、副担当などを適切に配置すること。
- ・ 商談会の開催に際し、県産酒類を取扱うインポーター等との連絡調整を行うこと。

(2) 会場手配

- ・ イベントの実施に適した会場を手配すること。
- ・ 来場者が来場しやすい時間にイベント等を組むこと。
- ・ 上記内容のイベントを実施できるよう必要な機材、資材、備品等を手配すること。
- ・ 食中毒や怪我等を想定した第三者損害賠償保険の手配を行うこと。

(3) 来場者集客

- ・ 協議会との打合せにより集客方法を決定し、集客対象者リストを作成の上、当日まで集客の増加に努め、リストの管理を徹底すること。登録状況は常に協議会が確認できるようにすること。
- ・ 集客対象者は、輸入卸、小売、レストラン、バー等、12社以上（多いほうが望ましい。一般消費者は対象に含まない。）事前登録制・招待制を原則とし、当日の集客対象者のウォークインは認めるが、集客対象者以外の来場は原則認めない。
- ・ マスタークラスにはインフルエンサーやメディア等の広報に資する事業者を招待するように努めること。

(4) 広報

- ・ 現地メディアが出稿した紙面、ウェブサイトなどを記録として保管し、報告書とともに協議会へ共有すること。

(5) 県内酒類事業者向け説明会

- ・ イベント開催前に、出展者を含む県内酒類事業者向けに、当日の概要や参加者の役割等を伝えることを目的に参加者説明会を実施すること。

(6) 商品サンプル等の輸送及び保管

- ・ 本イベントでは原則として、参加する県内事業者が渡航時に最大4本程度を持参することを想定しているが、商談会でそれを超える本数を使用する際にはその超過分

について日本からイギリスへの輸送、または現地での調達を行い、保管すること。

- (7) 和歌山県産酒類（梅酒及び日本酒）の紹介に使用するプレゼンテーション等
 - ・来場者に和歌山県の梅酒及び日本酒の魅力が伝わるよう、効果的な PR 方法を企画立案し、各所と調整の上、本イベントにて実施すること。
- (8) 県内酒類事業者と来場者によるネットワーキングの調整
 - ・本イベントに出展する県内酒類事業者が来場者と名刺交換をはじめとしたネットワーキングが行えるよう、出展者ごとに商品陳列場所を設けるなど各種調整すること。
- (9) 通訳及びサポートスタッフの手配
 - ・英語及び日本語が話せる通訳を必要人数配置すること。
 - ・司会や受付等を含むイベント運営に必要となるスタッフを手配すること。
- (10) 資料作成、来場者へのアンケート実施
 - ・イベントに係る資料、配布物等を作成、印刷すること。
 - ・出展者企業及び商品情報等を会場で簡単に掲示できるような媒体を作成、印刷すること。
 - ・来場者へのアンケート作成（内容は協議会と相談）、実施及び回収し、結果を日本語でまとめること。
 - ・上記について、印刷物よりも効果的な方法があれば、企画立案、実施すること。
- (11) 報告書の提出
 - ・受託者は事業実施後、本業務の実施報告書を提出すること。
- (12) 本事業を効果的に実施する企画の追加
 - ・商談会の実施のほか、SNS の活用、店舗とのタイアップ、イベントの開催、プロモーションに参加する事業者の教育等、本事業をより効果的なものにするための企画の実施が可能。

5 その他

- (1) 成果品の著作権の全部（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、委託者に帰属するものとする。
- (2) 今後の状況により、追加での業務が発生する可能性がある。
- (3) 仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度、委託者と協議して決定するものとする。

- (4) 本業務に係る精算を令和9年1月31日までに完了させること。
- (5) 本事業は、令和8年度酒類業振興支援事業費補助金（第2期）の採択を前提としており、採択状況によっては入札を中止することがあります。